

発 言 者	内 容
梅澤賃金室長	<p>只今より、「令和3年度第4回沖縄地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。</p> <p>始めに、各委員の出席状況についてでございますが、公益委員が5名、労働者側委員5名、使用者側委員が5名、15名全員の参加でございます。最低賃金審議会令第2条により沖縄労働局の委員の定数は15名でありますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>それでは、これからの議事進行を島袋会長にお願い致します。</p> <p>マスコミの皆さん、開催の方が確定致しましたので、一旦撮影の方停止していただきますようお願い致します。再開は先程お話したとおり、ご案内させていただきます。よろしくお願い致します。</p>
島袋会長	<p>委員の皆さま、開会が大幅に遅れ大変申し訳ありません。</p> <p>これより、令和3年度第4回沖縄地方最低賃金審議会を開催します。本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は、宮城委員、使用者側委員は比嘉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議題1「沖縄県最低賃金の改正決定について」に移ります。</p> <p>先程行われた第8回専門部会において、改定額が全会一致で決まらなかったことから、専門部会における、審議結果を本審議会で検討し、本審議会における最終結果をもって、沖縄労働局長に答申を行っていきたいと考えております。</p> <p>それでは、お手元に沖縄県最低賃金専門部会審議結果報告書(写)が配布されているかと思いますが、事務局からこれについて説明をお願いします。</p>

<p>梅澤賃金室長</p>	<p>はい、ご説明させていただきます。先程行われました沖縄県最低賃金専門部会において、只今会長の方でご説明いただきました沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書。委員の方々には印が押された正式なものをお手元にお配りさせていただいております。</p> <p>お手元にお配りさせていただいた沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書、読み上げさせていただきます。</p> <p>沖縄地方最低賃金審議会会長殿、沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会部会長島袋秀勝。沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和3年7月1日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったため、別紙のとおり審議経過等を報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。</p> <p>公益委員、労働者代表委員、使用者代表委員、3名ずつこちらの方に記載されております。読み上げの方は確認をもって省略させていただきまして、中の方の説明の方に進行させていただきます。</p> <p>1枚めくっていただきまして、別紙となっております。審議経過等。</p> <p>1. 第1回専門部会、令和3年7月21日、部会長、部会長代理の選出。事業場実地視察の実施の有無及び関係参考人労使の意見聴取の方法決定。今後の審議日程について。</p> <p>2. 第2回専門部会、令和3年7月28日、事業場視察、クリーニング業。</p> <p>3. 第3回専門部会、令和3年7月30日、参考人意見聴取、労働者側1名、使用者側1名。事業場実地視察結果報告、1事業場及び書面によるヒアリング調査の経過報告。</p> <p>4. 第4回専門部会、令和3年8月2日、改正額の提示、調整。労働者側提示792円を45円上げて837円。使用者側提示792円を維持。</p> <p>5. 第5回専門部会、令和3年8月4日、改正額の提示、調整。労働者側</p>
---------------	--

提示 792 円を 38 円上げて 830 円。使用者側提示 792 円を維持。併せて発効日について、次回において議論することを求める。

6. 第6回専門部会、令和3年8月6日、最低賃金の効力発生日、最低賃金法、昭和34年法律第137号第14条第2項について議論したが、以下のとおり意見の一致が見られなかった。

(1) 使用者代表委員からはコロナ禍の長期化に伴い、県内の経営環境が悪化し、経済再生までに相当の期間を有する現状を鑑み、こうした特殊な状況下においては、改定された最低賃金の発効日については、令和4年4月1日とすることを求める意見があった。

(2) 労働者代表委員からは、労働者の権利確保のため、早期発効を求めており、従来どおり最短である法定発効日からの発効を行うべきとの意見があった。改正額の提示、調整。労働者側提示 792 円を 38 円引上げ 830 円。使用者側提示 792 円を維持。公益委員が 792 円を 28 円引上げ 820 円が相当であるとの見解を示し、使用者側が持ち帰って検討することになった。

7. 第7回専門部会、令和3年8月11日、改正額の提示、調整。労働者側提示、792 円を 31 円引上げ 823 円を提示した後、その後の調整で 30 円引上げ 822 円。使用者側提示 792 円を 2 円引上げ 794 円を提示した後、その後の調整で 8 円引上げ 800 円。

8. 第8回専門部会、令和3年8月12日、改正額の提示、調整。労働者側提示 792 円を 30 円引上げ 822 円。使用者側提示 792 円を 28 円引上げ 820 円。全会一致に至らなかったため労働者側、使用者側の提示額について採決。822 円について賛成 3 名、820 円について賛成 5 名。別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

1 枚めくっていただきまして別添が付いております。要望事項等。

1. 国等に対しては、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、以下の実効性ある支援と施策を実施することを当専門部会として要望する。

(1) 事業の存続や雇用維持に欠かせない雇用調整助成金等について、各県の最低賃金引上げ状況及び感染の状況に応じ、更なる要件の緩和、コロナ禍に係る特例措置を延長するとともに、財源確保のために、企業及び労働者に対して負担を強いるような雇用保険料の引き上げは実施しないこと。

(2) 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や事業再構築補助金の補助要件、補助上限額と運用の見直し及び採択率の向上を図るなど事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むこと。

(3) デジタル化や人材育成・教育訓練・技能訓練等の生産性向上に資する支援化策の拡充強化に努めること。

(4) サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」企業を大幅に拡大させるとともに、下請けGメンによる監視と指導を徹底するなど、取引適正化支援をより一層強化・拡充すること。

(5) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等の見直しも図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

(6) 事業主における社会保険料の減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。

(7) 最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、当該助成金を知らない中小・小規模事業者が多くいることから当該助成金の周知を強力に推し進めるとともに、活用してもらえるように懇切丁寧な説明を行うことを沖縄労働局が県内関係機関とも連携しながら実施すること。

(8) 国等は、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

2. 使用者側代表委員として、以下のとおり意見を提出する。

(1) 中央最賃公益見解と28円の根拠について

今年の中央最賃審議会の目安小委員会報告書の公益委員見解で示された目安の根拠とされる7つの理由は、「地域の経済・雇用の実態」からかけ離れた状況認識であり、その認識に基づいて示された目安額28円は、過去最大の引上げであるにも関わらず明確な根拠がなく、今回の審議において事務局や目安額を提示した公益委員へ確認したが、明確な回答を得ることはできなかった。

(2) 沖縄県内の経済情勢等について、沖縄県内の状況認識は、以下のとおりである。

ワクチン接種が始まっているものの、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言の発令期間が3ヶ月超えとなる中、連日過去最大数を更新し、昨年より事態は大きく悪化し、収束が見えない状況にあること。

観光入域客が大きく落ち込む中、業況判断(DI)もマイナスが続き、特に、宿泊・飲料サービスで大きなマイナスとなっていること。

沖縄県の雇用情勢は令和3年6月の有効求人倍率が0.88%、完全失業率が4.0%となっており、全国最下位となっていること。(中央最低賃金審議会公益見解は、有効求人倍率が1を超え、完全失業率が3%以内と記述されている。) 以上のように、中央最低賃金審議会の公益見解の状況認識は、「沖縄県内の経済・雇用の実態」と大きくかけ離れているものである。

(3) 発効日の延期について

今回の審議の中で、使用者側から、発効日の延期を求めたところ、厚生労働省に確認した結果は、「10月中の発効を目指して、各地方最低賃金審議会にて調査審議しているのが慣例である。しかし、各地方最低賃金審議会において議論がなされ、その結果、合意が得られれば、発効日を変更することは可能である。」との回答であった。このため、使用者側は以下の主張を行い、発効日の延期について合意を得ることを求めた。

仮に最低賃金を引き上げる場合にあっては、

現在、緊急事態宣言期間中であり、収束の見通しが立てられないこと。

コロナ禍の長期化に伴い、経営環境が悪化し、経済再生までに相当の期間を要すること。

コロナ禍で経営環境が厳しい中、最低賃金への引上げに伴う価格への転嫁を行うこと（或いは年度途中の契約変更）がこれまで以上に困難な状況にあること。以上のことから、最低賃金引上げの環境づくりのため発効日を延期すること（最大4月1日）を主張したが、労働者側委員の理解が得られず、合意に至ることができなかったことは大変残念である。

(4) 使用者側委員の主張について

現在の沖縄県内の経済・雇用情勢の中では、事業の継続・雇用の維持確保を図ることが最優先であり、最低賃金審議に当たっては、「通常の事業の支払能力」を最も重視して検討するべきであると主張した。

使用者側委員としては、沖縄の経済・雇用の実態を見極めると最低賃金を引き上げる環境になく、現状維持とすることが適当であると主張したが、労働者側が目安を上回る額（最終提示額＋30円）を譲らなかったことから、苦渋の選択として、公益委員が相当であるとの見解を示した目安額28円を不本意ながら了解したものである。

使用者側委員としては、今回の審議に当たって、新型コロナウイルス感染

症が急拡大している事態にあっても引上げ額や発効日についての配慮がなく審議が進められたことは、大変遺憾に思っている。

(5) 今後の最低賃金審議のあり方

中央最賃審議会に対しては、地域における経済・雇用の実態に最大限配慮するとともに、目安の提示に当たっては、最低賃金法に規定する三要素を基本とする明確かつ納得できる根拠を示すことを求めたい。

また、発効日については、年度中途の改定や、月の中途の改定は、使用者にとって大きな負担となっており、今回のような緊急事態宣言期間中であっても、頑なに10月発効を目指すことは適当でないと考えている。

このため、地域の実情に応じて、弾力的に発効日を設定することができる(合意を前提ではなく、採決で決するなど)ことについて、中央最低賃金審議会において議論をして頂くことを要望するものである。

なお、今回の審議においては、明確な根拠が示されず、目安額ありきの審議となっており、地方最低賃金審議会のあり方が問われているものと考えている。今後、地域の経済・雇用の実態を見極めた議論を真摯に行うことを求めるものである。

3. 労働者側代表委員として、以下のとおり意見を提出する。

(1) 最低賃金引き上げ発効については、全労働者の利益であることから、早期発効に向け最大限配慮すること。

(2) 地域別最低賃金額改定に当たっては、中央最低賃金審議会における「引上げ額の目安箱」を基本に、政府の「より早期に全国加重平均1,000円を目指す」との方針を踏まえ、格差是正・額差縮小に向けて審議すること。

(3) 中小・業者において、最低賃金の引上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底を行うこと。

(4) 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底を図る

	<p>などして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。</p> <p>(5) 最低賃金の履行確保のため、監督に当たる要因の増強等監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業場の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、最低賃金法が適用される労働者が否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。</p> <p>(6) 自治体発注の契約については、最低賃金の改定額を踏まえ、発注済の契約の金額を見直すよう、地方自治体に対し指導を強化すること。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。只今事務局から説明がありましたこの専門部会報告書の内容について質問等があればお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>はい、ございませんでしょうか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、採決に移りたいと思います。</p> <p>現在、792円をプラス30円して822円とする案があります。それと、792円をプラス28円して820円とする案がございます。それについて採決をとりたいと思います。</p> <p>まず、792円にプラス30円にして822円とする案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成5名でございます。</p> <p>次に792円にプラス28円にして820円とする案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成9名でございます。</p> <p>以上の採決の結果、現行の792円をプラス28円にしまして820円とすることで、最終的に結論を出したいと思います。</p>

また、専門部会報告書において、要望事項等が提出されておりますが、答申案にはその内容等も盛り込みたいと考えておりますが、労使の皆様いかがでしょうか。

(はい)

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局において案を作成していただきたいと思います。

(しばらく間がある)

委員の皆様へ、「答申案」が配布されております。しばらくご一読いただき検討していただきたいと思います。

(しばらく間がある)

委員の皆様、「答申案」が先程、事務局から説明がなされた「報告書」を別途基礎とするものですが、特にこれについてご質問ご意見等ありますでしょうか。あればお願いしたいと思います。

(しばらく間があり な し)

はい、ありがとうございます。

この内容で労働局長の方に答申したいと考えております。

審議会で配布されましたこの案が、了承いただきましたので、事務局の方で答申案の作成に移ります。しばらく時間をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(しばらくの間)

私の手元に、「答申」の原本がございます。これについて答申したいと思います。

(会長 と 沖縄労働局長が中央へ移動)

沖縄労働局長 福味恵殿、沖縄地方最低賃金審議会会長島袋秀勝。沖縄県最低賃金の改正決定について(答申)。

当審議会は、令和3年7月1日付け沖労発基0701第1号をもって貴職から

諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和元年10月3日発効の沖縄県最低賃金(時間額790円)は、令和元年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、新型コロナウイルスの感染症の拡大による厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図り、また、最低賃金を引き上げやすい環境を整備するために、国等に対して実効性のある支援と施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として下記付帯決議する。

加えて、別紙1の結論に当たっては、労働者代表委員及び使用者代表委員の双方から意見が提出されたので、別紙3及び4を添付する。

記(1)事業の存続や雇用維持に欠かせない雇用調整助成金等について、各県の最低賃金引上げ状況及び感染の状況に応じ、更なる要件の緩和、コロナ禍に係る特例措置を延長するとともに、財源確保のために、企業及び労働者に対して負担を強いるような雇用保険料の引き上げは実施しないこと。

(2)中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や事業再構築補助金の補助要件、補助上限額と運用の見直し及び採択率の向上を図るなど事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むこと。

(3)デジタル化や人材育成・教育訓練・技能訓練等の生産性向上に資する支援化策の拡充強化に努めること。

(4)サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」企業を大幅に拡大させるとともに、下請けGメンによる監視と指導を徹底するなど、取引適正化支援をより一層強化・拡充すること。

(5) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。

なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等の見直しも図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

(6) 事業主における社会保険料の減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。

(7) 最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、当該助成金を知らない中小・小規模事業者が多くいることから、当該助成金の周知を協力を推し進めるとともに、活用してもらえるように懇切丁寧な説明を行うことを沖縄労働局が県内関係機関とも連携しながら実施すること。

(8) 国等は、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

別紙1．沖縄県最低賃金。1．適用する地域、沖縄県の区域。2．適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3．適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。4．前号の労働者に係る最低賃金額、1時間820円。5．この最低賃金において賃金に参入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6．効力発生の日、法定どおり。

続きまして別紙2で、「沖縄県最低賃金と生活保護との比較について」でご

ざいます。この部分は結論の部分だけ読まさせていただきます。

結論部分3、生活保護に係る施策との整合性について、上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。以上が結論でございます。

続きまして別紙3、これは使用者側代表委員の意見書でございます。全部読まさせていただきます。

2021年度沖縄県最低賃金改定決議に当たっての使用者代表委員意見書。

(1) 中央最賃公益見解と28円の根拠について

今年の中央最賃審議会の目安小委員会報告書の公益委員見解で示された目安の根拠とされる7つの理由は、「地域の経済・雇用の実態」からかけ離れて状況認識であり、その認識に基づいて示された目安箱28円は、過去最大の引上げであるにも関わらず明確な根拠がなく、今回の審議において事務局や目安額を提示した公益委員へ確認したが、明確な回答を得ることはできなかった。

(2) 沖縄県の経済情勢等について

沖縄県の状況認識は、以下のとおりである。

ワクチン接種が始まっているものの、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言の発令期間が3ヶ月超えとなる中、連日過去最大数を更新し、昨年より事態は大きく悪化し、収束が見えない状況にあること。

観光入域客が大きく落ち込む中、業況判断(DI)もマイナスが続き、特に、宿泊・飲料サービスで大きなマイナスとなっていること。

沖縄県の雇用情勢は令和3年6月の有効求人倍率が0.88、完全失業率が4.0%となっており、全国最下位となっていること。(中央最低賃金審議会公益見解は、有効求人倍率が1を超え、完全失業率が3%以内と記述されている。)

以上のように、中央最低賃金審議会の公益見解の状況認識は、「沖縄県内の経済・雇用の実態」と大きくかけ離れているものである。

(3) 発効日の延期について

今回の審議の中で、使用者側から、発効日の延期を求めたところ、厚生労働省に確認した結果は、「10月中の発効を目指して、各地方最低賃金審議会で調査審議しているのが慣例である。しかし、各地方最低賃金審議会において議論がなされ、その結果、合意が得られれば、発効日を変更することは可能である。」との回答であった。

このため、使用者側は以下の主張を行い、発効日の延期について合意を得ることを求めた。

仮に最低賃金を引き上げる場合にあっては、

現在、緊急事態宣言期間中であり、収束の見通しが立てられないこと。

コロナ禍の長期化に伴い、経営環境が悪化し、経済再生までに相当の期間を要すること。

コロナ禍で経営環境が厳しい中、最低賃金への引上げに伴う価格への転嫁を行うこと（或いは年度途中の契約変更）がこれまで以上に困難な状況にあること。

以上のことから、最低賃金引上げの環境づくりのための発効日を延期すること（最大4月1日）を主張したが、労働者側委員の理解が得られず、合意に至ることができなかったことは大変残念である。

(4) 使用者側委員の主張について

現在の沖縄県内の経済・雇用情勢の中では、事業の継続・雇用の維持確保を図ることが最優先であり、最賃審議に当たっては、「通常の事業の支払能力」を最も重視して検討するべきであると主張した。

使用者側委員としては、沖縄の経済・雇用の実態を見極めると最低賃金を引き上げる環境になく、現状維持とすることが適当であると主張したが、労

働者側が目安を上回る額（最終提示額＋30円）を譲らなかったことから、苦渋の選択として、公益委員が相当であるとの見解を示した目安額28円を不本意ながら了解したものである。

使用者側委員としては、今回の審議に当たって、新型コロナウイルス感染症が急拡大している事態にあっても引上げ額や発効日についての配慮がなく、審議が進められたことは、大変遺憾に思っている。

（5）今後の最低賃金審議のあり方

中央最賃審議会に対しては、地域における経済・雇用の実態に最大限配慮するとともに、目安の提示に当たっては、最低賃金法に規定する三要素を基本とする明確かつ納得できる根拠を示すことを求めたい。

また、発効日については、年度中途の改定や、月の中途の改定は、使用者にとって大きな負担となっており、今回のような緊急事態宣言期間中であっても、頑なに10月発効を目指すことは適当でないと考えている。

このため、地域の実情に応じて、弾力的に発効日を設定することができる（合意を前提ではなく、採決で決するなど）ことについて、中央最低賃金審議会において議論をして頂くことを要望するものである。

なお、今回の審議においては、明確な根拠が示されず、目安額ありきの審議となっており、地方最低賃金審議会のあり方が問われているものと考えている。今後、地域の経済・雇用の実態を見極めた議論を真摯に行うことを求めるものである。

次に労働者代表委員の意見書であります。これも全部読まさせていただきます。

2021年度沖縄県最低賃金改定決議に当たっての労働者代表委員意見書。

（1）最低賃金引き上げ発効については、全労働者の利益であることから、早期発効に向け最大限配慮すること。

（2）地域別最低賃金額改定に当たっては、中央最低賃金審議会における

	<p>「引き上げ額の目安箱」を基本に、政府の「より早期に全国加重平均1,000円を目指す」との方針を踏まえ、格差是正・額差縮小に向けて審議すること。</p> <p>(3) 中小・業者において、最低賃金の引上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底を行うこと。</p> <p>(4) 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底を図るなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。</p> <p>(5) 最低賃金の履行確保のため、監督に当たる要因の増強等監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業場の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、最低賃金法が適用される労働者が否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。</p> <p>(6) 自治体発注の契約については、最低賃金の改定額を踏まえ、発注済の契約の金額を見直すよう、地方自治体に対し指導を強化すること。</p> <p>(会長が労働局長へ「答申文」手交)</p> <p>只今、福味労働局長あてに答申をさせていただきました。</p> <p>福味局長、ご挨拶等あればお願いしたいと思います。</p>
<p>福味沖縄労働局長</p>	<p>只今、島袋会長から「答申」をいただきました。令和3年度沖縄地方最低賃金の改正決定につきましては、去る7月1日の第1回本審で諮問させていただいたものでありますが、過密な審議日程の中で、委員の皆様には、慎重かつ真摯にご審議を頂き、本当に感謝申し上げます。</p> <p>今年度の沖縄県最低賃金の改正決定の調査審議に関しては、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が継続する環境下におきまして、中央最低賃金審議会におきまして、全国一律の目安が示されました。各委員の皆様には審議</p>

	<p>に当たって、大変ご苦勞いただいたところでございます。</p> <p>県内の経済情勢、企業の雇用情勢等、特に中小企業、小規模事業者等の置かれた状況を含め、総合的に勘案していただきまして、時間額に換算いたしまして28円引上げて、時間額820円とするという答申をいただいたところでございます。</p> <p>公労使委員がそれぞれの立場において大局的な観点からご審議いただいたものと認識しております。</p> <p>私共、この答申を踏まえて、今年度の沖縄県最低賃金の改正手続きを進めさせていただきたいと考えております。</p> <p>沖縄労働局といたしましては、この最低賃金制度は、労働者の労働条件を担保する「セイフティーネット」であることを踏まえ、改定額の広報・周知活動を徹底してまいりたい。このように考えているところであります。</p> <p>また、最低賃金引上げに伴う環境整備を行うことが指摘されておりますが、当局といたしましても、コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援や、中小企業・小規模事業者への助成金制度の活用等の支援措置の周知など、最低賃金引上げの環境整備にもしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。</p> <p>各委員の皆様方におかれましては、今後とも労働行政の円滑な推進につきまして、ご理解、ご協力を賜れますようお願い申し上げます。御礼の言葉に代えさせていただきたいと思っております。</p> <p>改めまして、各委員の皆様方におかれましては、本日に至るまでの御審議、本当にありがとうございました。</p>
島袋会長	<p>福味局長、ありがとうございました。</p> <p>それでは次に、次第2の「その他」とありますが、事務局から何か説明等ありますでしょうか。</p>

梅澤賃金室長	<p>本日、島袋会長から福味労働局長あて、沖縄県地域別最低賃金の答申をいただきました。その答申に対する意見聴取、答申内容に対する異議申し立てを県内に対して広く求める、ということになります。</p> <p>このため「公示」を本日から行い、異議があった場合、異議申し立てに係る本審、沖縄地方最低賃金審議会を異議審として、8月31日の火曜日、9時30分に行う予定であります。</p> <p>また、異議申し出があった場合には、その時点で各委員の方へメールにより連絡をしますので、メールのチェックの方を引き続きよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、8月31日の火曜日9時30分からの本審に出席できない方がおられれば、調整等をさせていただきたいと思いますが、出席できない委員の方がおればお申し出ください。</p>
津山委員	<p>えっと、8月31日、ちょっと所用欠席になるかと思しますので、再度、調整の連絡をさせていただきたいと思します。</p>
梅澤賃金室長	<p>津山委員の欠席の可能性については、調整させていただいた上で確定をさせていただきたいと思します。</p> <p>後、異議審につきましても、今年度Web参加という形の方式を引き続き、31日開催の部分についても、対応させていただきたいというふうに思っておりますので、会場参加、Web参加等コロナ感染症対策等ございますので、ご活用のご検討よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。その他特に委員の皆様から何かございますでしょうか。</p>

	<p>うか。よろしいでしょうか。</p> <p>はい、お願いいたします。</p>
比 嘉 委 員	<p>皆様、長時間、複数回にわたる審議お疲れ様でした。</p> <p>今回連日感染者数が増えている中、賃金が上がる、ということになりますと、ほんとに経営判断を迫られる経営者の方も多くいるかな、と思っております。</p> <p>毎年、この会議の席では、生産性向上というキーワードが出てくるんですけど、やはり経営者が考えていくべき生産性の向上と、労働者側が考えていくべき生産性向上があるなと感じています。</p> <p>効率化をしながら、価値を高めるとというのが生産性の向上ですので、是非、経営者だけにそこを行わせるのではなく、労使一体となって、スピード感と発想の転換をもって生産性の向上をしていかないとこの状態を乗り越えることはできないというふうに思っておりますので、ぜひ労働者委員の皆様も各団体企業に戻られましたら、そのことを伝えていただければありがたいなと思っております。以上です。</p>
島 袋 会 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>その他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本日の議事は全て終了しましたので、第4回沖縄地方最低賃金審議会を終了したいと思います。</p> <p>また、本日は夜遅くまで大変お疲れ様でした。</p>

令和3年度第4回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和3年8月12日(木) 18:30~19:50
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室
- 3 出席者
公益代表委員 5名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、西村オリ工 敬称略)
労働者代表委員 5名(鎌田健嗣、砂川安弘、津山誉輝、石川修治、宮城千絵 敬称略)
使用者代表委員 5名(佐久本和代、親川進、比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄 敬称略)
- 4 議題
(1) 沖縄県最低賃金の改正決定について(専門部会報告 答申)
(2) その他
- 5 議事要旨
(1) 沖縄県最低賃金の改正決定について(専門部会報告、採決、答申)
事務局より、沖縄県最低賃金専門部会報告を行った後、採決がとられた。
採決結果：792円に+30円して822円とする案に、賛成5名。
792円に+28円して820円とする案に、賛成9名。
採決の結果、時間額820円と改正することが妥当とする旨、沖縄労働局長に答申が行われた。

以上

5 議事要旨(1)



沖地最審第4号

令和3年8月12日

沖縄労働局長
福味 恵 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年7月1日付け沖労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和元年10月3日発効の沖縄県最低賃金(時間額790円)は令和元年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、新型コロナウイルスの感染症の拡大による厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図り、また、最低賃金を引き上げやすい環境を整備するために、国等に対して実効性のある支援と施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として下記付帯決議する。

加えて、別紙1の結論に当たっては、労働者代表委員及び使用者代表委員の双方から意見が提出されたので、別紙3及び4を添付する。

記

- (1)事業の存続や雇用維持に欠かせない雇用調整助成金等について、各県の最低賃金引上げ状況及び感染の状況に応じ、更なる要件の緩和、コロナ禍に係る特例措置を延長するとともに、財源確保のために、企業及び労働者に対して負担を強いるような雇用保険料の引き上げは実施しないこと。

5 議事要旨(1)

- (2) 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や事業再構築補助金の補助要件、補助上限額と運用の見直し及び採択率の向上を図るなど事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むこと。
- (3) デジタル化や人材育成・教育訓練・技能訓練等の生産性向上に資する支援策の拡充強化に努めること。
- (4) サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」企業を大幅に拡大させるとともに、下請けGメンによる監視と指導を徹底するなど、取引適正化支援をより一層強化・拡充すること。
- (5) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。

なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等の見直しも図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。
- (6) 事業主における社会保険料の減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。
- (7) 最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、当該助成金を知らない中小・小規模事業者が多くいることから当該助成金の周知を強力に推し進めるとともに、活用してもらえるように懇切丁寧な説明を行うことを沖縄労働局が県内関係機関とも連携しながら実施すること。
- (8) 国等は、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

5 議事要旨（１）

（別紙１）

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 820円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

5 議事要旨(1)

(別紙2)

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 790円
- (3) 発効日 令和元年10月3日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準(令和元年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(94,539円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$790 \text{円(沖縄県最低賃金)} \times 173.8 \text{(1箇月平均法定労働時間数)} \times 0.817$
(可処分所得の総所得に対する比率()) = 112,176円

()令和3年7月1日、中央最低賃金審議会の「令和3年度第2回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

5 議事要旨(1)

(別紙3)

2021年度沖縄県最低賃金改定決議に当たっての使用者代表委員意見書

(1) 中央最賃公益見解と28円の根拠について

今年の中央最賃審議会の目安小委員会報告書の公益委員見解で示された目安の根拠とされる7つの理由は、「地域の経済・雇用の実態」からかけ離れた状況認識であり、その認識に基づいて示された目安額28円は、過去最大の引上げであるにも関わらず明確な根拠がなく、今回の審議において事務局や目安額を提示した公益委員へ確認したが、明確な回答を得ることはできなかった。

(2) 沖縄県内の経済情勢等について

沖縄県内の状況認識は、以下のとおりである。

ワクチン接種が始まっているものの、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言の発令期間が3ヶ月超えとなる中、連日過去最大数を更新し、昨年より事態は大きく悪化し、収束が見えない状況にあること。

観光入域客が大きく落ち込む中、業況判断(DI)もマイナスが続き、特に、宿泊・飲食サービスで大きなマイナスとなっていること。

沖縄県の雇用情勢は令和3年6月の有効求人倍率が0.88、完全失業率が4.0%となっており、全国最下位となっていること。(中央最賃公益見解は、有効求人倍率が1を超え、完全失業率が3%以内と記述されている。)

以上のように、中央最賃の公益見解の状況認識は、「沖縄県内の経済・雇用の実態」と大きくかけ離れているものである。

(3) 発効日の延期について

今回の審議の中で、使用者側から、発効日の延期を求めたところ、厚生労働省に確認した結果は、「10月中の発効を目指して、各地方最低賃金審議会で調査審議しているのが慣例である。しかし、各地方最低賃金審議会において議論がなされ、その結果、合意が得られれば、発効日を変更することは可能である。」との回答であった。

このため、使用者側は以下の主張を行い、発効日の延期について合意を得ることを求めた。

仮に最低賃金を引き上げる場合にあっては、

現在、緊急事態宣言期間中であり、収束の見通しが立てられないこと。

コロナ禍の長期化に伴い、経営環境が悪化し、経済再生までに相

5 議事要旨(1)

当の期間を要すること。

コロナ禍で経営環境が厳しい中、最低賃金への引上げに伴う価格への転嫁を行うこと(或いは年度途中の契約変更)がこれまで以上に困難な状況にあること。

以上のことから、最賃引上げの環境づくりのため発効日を延期すること(最大4月1日)を主張したが、労側委員の理解が得られず、合意に至ることができなかったことは大変残念である。

(4) 使用者側委員の主張について

現在の沖縄県内の経済・雇用情勢の中では、事業の継続・雇用の維持確保を図ることが最優先であり、最賃審議に当たっては、「通常の事業の支払能力」を最も重視して検討するべきであると主張した。

使用者側委員としては、沖縄の経済・雇用の実態を見極めると最低賃金を引き上げる環境になく、現状維持とすることが適当であると主張したが、労側が目安を上回る額(最終提示額+30円)を譲らなかったことから、苦渋の選択として、公益委員が相当であるとの見解を示した目安額28円を不本意ながら了解したものである。

使用者側委員としては、今回の審議にあたって、新型コロナウイルス感染症が急拡大している事態にあっても引上げ額や発効日についての配慮がなく審議が進められたことは、大変遺憾に思っている。

(5) 今後の最低賃金審議のあり方

中央最賃審議会に対しては、地域における経済・雇用の実態に最大限配慮するとともに、目安の提示に当たっては、最低賃金法に規定する三要素を基本とする明確かつ納得できる根拠を示すことを求めたい。

また、発効日については、年度中途の改定や、月の中途の改定は、使用者にとって大きな負担となっており、今回のような緊急事態宣言期間中であっても、頑なに10月発効を目指すことは適当でないと考えている。

このため、地域の実情に応じて、弾力的に発効日を設定することができる(合意を前提ではなく、採決で決するなど)ことについて、中央最低賃金審議会において議論をして頂くことを要望するものである。

なお、今回の審議においては、明確な根拠が示されず、目安額ありきの審議となっており、地方最低賃金審議会のあり方が問われているものと考えている。今後、地域の経済・雇用の実態を見極めた議論を真摯に行うことを求めるものである。

5 議事要旨（１）

（別紙４）

2021 年度沖縄県最低賃金改定決議に当たっての労働者代表委員意見書

- （１）最低賃金引き上げ発行については、全労働者の利益であることから、早期発効に向け最大限配慮すること。
- （２）地域別最低賃金額改定にあたっては、中央最低賃金審議会における「引き上げ額の目安額」を基本に、政府の「より早期に全国加重平均 1,000 円を目指す」との方針を踏まえ、格差是正・額差縮小に向けて審議すること。
- （３）中小・業者において、最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底を行うこと。
- （４）業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。
- （５）最低賃金の履行確保のため、監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査のうえ、適切に判断すること。
- （６）自治体発注の契約については、最低賃金の改定額をふまえ、発注済の契約の金額を見直すよう、地方自治体に対し指導を強化すること。